

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第5、これより一般質問に入ります。  
通告順に従って発言を許可いたします。

---

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員登壇を願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。地域の医療・介護状況と町立病院についてであります。白老町は加速度的な人口減少、少子高齢化、財源不足そして医療環境も悪化している中で町民のニーズを再考して早期に町立病院の方向性を決めなければなりません。そして積極的に町民とともに病院のあり方、将来を考えることが必要であります。そこで地域の医療・介護の状況と町立病院について質問いたします。

（1）、平成25年度町立病院事業の決算について伺います。診療の状況について。経常損益（真水分）と一般会計繰入金（他会計補助金）を合算した場合、これは医業外収益です、この計上損益について。次に医業収支比率、経常収支比率、職員給与比率、病床利用率について。

（2）、病院経営改善契約の達成状況について伺います。

（3）、平成26年4月、5月の町立病院と老健施設きたこぶしの収支状況と経営環境について。

（4）、町内の医療と介護の状況について伺います。1つ、町内医療機関の医療提供体制について。2つ、要介護認定者数と介護施設等への入所者数と介護施設等の状況、施設数と定員数についてであります。3、介護施設等への入所希望待機者について。

（5）、望ましい地域のあり方と町立病院の将来ビジョンについて伺います。

（6）、町立病院の方向性の決定の選択と進捗状況及び決定時期と今後のスケジュールについて伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 地域の医療・介護の状況と町立病院のあり方についてのご質問であります。

1項目め、平成25年度町立病院事業の決算についての1点目診療の状況についてであります。平成25年度における町立病院の患者数実績ですが入院が年延べ患者数9,909人、1日平均患者数27.2人であり、前年度比較としては年延べ患者数1,692人、1日平均患者数4.7人の増となっております。また外来は年延べ患者数2万9,786人、1日平均患者数121.6人であり前年度比較としては年延べ患者数2,823人、1日平均患者数12人の減となっております。

2点目の経常損益についてであります。病院事業会計における収支決算ですが医業収益は4億5,210万4,000円、医業費用は7億7,133万8,000円であり実質的赤字額である医業損失は3億1,923万4,000円であり前年度比較5,140万9,000円の収支改善となっております。また

一般会計繰入金 2 億 9,207 万 5,000 円を含む医業外収益 3 億 1,468 万 4,000 円と医業外費用 290 万 5,000 円を加算した経常損失は 745 万 5,000 円であり、前年度比較 5,646 万 3,000 円の収支改善となっております。なお公立病院特例債元金償還金及び地方財政法施行令に基づく資金不足解消分として一般会計繰入金 1 億 3,500 万円の特別利益を加算すると、病院事業会計収支では 1 億 2,752 万 1,000 円の純利益となっております。

3 点目の各財政指標についてであります。今年度総務省に提出している決算状況調査に係る財政指標ですが医業収支比率 69.8%、経常収支比率 99%、職員給与費比率 57.7%、病床利用率 54.4%となっております。前年度比較では医業収支比率 4.9 ポイントの増、経常収支比率 6.9 ポイントの増、職員給与費比率 10.4 ポイントの減、病院利用率 9.4 ポイントの増と全ての財政指標において改善された状況にあります。

2 項目めの病院経営改善計画の達成状況についてであります。昨年 9 月に策定した病院経営改善計画では 1 日平均患者数目標値を入院 26 人、外来 118.6 人と設定しており、患者数実績では入院・外来ともに達成している状況にあります。また収支計画における医業損失及び経常損失額は 2,000 万円以上の収支改善となり、出納閉鎖時に一般会計繰入金のうち 1,000 万円を戻入した上で総務省の指導である地方財政法施行令に基づく資金不足額を解消することができました。

3 項目めの町立病院と老健施設きたこぶしの収支状況と経営環境についてであります。町立病院の入院・外来 1 日平均患者数ですが、4 月・5 月の累計平均では入院が 32.7 人、外来が 125.7 人と推移しており経営改善計画の平成 26 年度患者数目標値である入院 30 人、外来 125 人を達成している状況にあります。また 5 月末の病院収支状況ですが医業収益 8,459 万 2,000 円に対し医業費用 7,878 万円であり 581 万 2,000 円の医業利益であり、前年度同月比較 1,412 万 6,000 円の収支改善となっております。

次に介護老人保健施設きたこぶしですが 4 月・5 月累計の 1 日平均入所数 22.6 人、平均介護度 2.87 と推移しており前年度比較として入所者数は 0.62 人の増、平均介護度 0.1 の減となっております。介護老人保健施設事業特別会計の 5 月末の収支状況ですが歳入 1,651 万 2,000 円、歳出 1,073 万 1,000 円であり 578 万 1,000 円の収入増となっておりますが、前年度繰上充用金 810 万 5,000 円を含んだ収支状況では 232 万 4,000 円の累積赤字額となっております。

4 項目めの町内の医療と介護の状況についての 1 点目町内医療機関の医療提供体制についてであります。白老町における医療機関の状況は町立病院のほかに法人格を有する 2 つの有床診療所と無床診療所が存在し 4 つの医療機関が地域における医療連携を軸として町民の健康維持・増進を図り、安全・安心なまちづくりのための地域に根差した医療を提供しているところであります。また白老町が有する一般病床数は町立病院 58 床、有床診療所 38 床の合計 96 床であり、診療科目としては主に内科・外科・小児科及び放射線科の 4 診療科であります。なお、町内における北海道知事告示の救急指定医療機関は町立病院のみとなっております。

2 点目の要介護認定者数介護施設等への入所者介護施設等の状況についてであります。25 年度末における要介護認定者は 1,325 人で 65 歳以上の高齢者数に対して占める割合は 18.99%と

なっております。また5月末現在の町内にある9カ所の介護施設等の状況についてですが、介護保険施設3施設のうち特別養護老人ホーム2カ所の合計定員100人に対し入所者数は98人、介護老人保健施設3カ所の合計定員192人に対し入所者数は182人、地域密着型居住施設のうち認知症対応型グループホーム3カ所の合計定員63人に対し入所者数は62人、特定施設のうち介護つき有料老人ホーム1カ所の定員52人に対し入所者数は50人となっております。

3点目の介護施設等への入所待機者数についてであります。5月末現在で特別養護老人ホームは167人、介護老人保健施設は6人、認知症対応型グループホーム13人、介護つき有料老人ホームは2人となっております。なお特別養護老人ホームの待機者数のうち約7割の方は既に入院や他の施設に入所されております。

5項目めの望ましい地域医療のあり方と町立病院の将来のビジョンについてと6項目めの町立病院の方向性の決定については関連がありますので一括してお答えいたします。まず地域医療については病院などに来院された患者さんの対応だけでなく町民の皆さんの健康状態を常に把握し予防・治療・療養さらには介護や育児支援など幅広い総合的な医療活動を行政機関も連携して取り組み、町民の皆さんが笑顔で生きていける医療形態が望ましい地域医療のあり方と捉えております。また病院の方向性については現状の病院経営や病床数の適正な規模、有床・無床の診療所か指定管理者制度の導入さらには民間移譲などを検討しておりますが、地域医療における公的役割を考慮するなど町民ニーズに即した方向性を見出すため治療体制や老朽化の著しい施設の問題なども検討し9月をめどにお示しする考えであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 本題の質問に入る前にちょっと答弁の中で確認しておきたいのですが、2項目の病院経営改善の達成状況の中で、多分収益が向上したということだと思いますけど、出納閉鎖時に一般会計繰入金の内1,000万円を戻入したとなっているのです。それと地方財政施行令に基づく資金不足が解消すると。この2点についてもっと詳しく答弁願います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 当初、地方財政法の資金不足解消分といたしまして7,000万円を予算として組んだところなのですが、最終的に流動負債等の地方財政法の資金不足解消分といたしまして最終的に資金不足を計算したところ、何とか収支改善になったということで1,000万円を戻入できるという見込みになりました。そういうところで財政とも確認したのですが、当初予算を例えば追加繰入金で増額する場合は補正予算が必要だということなのですが、歳入決算といたしまして1,000万円を戻入したということでその辺で問題ないかと私は感じております。

地方財政法施行令の資金不足の解消でございますけれども、まず1つといたしましては毎回議会等でご説明はしているのですが、当初23年度に地方財政法の資金不足を全額解消するという計画を出したところなのですが、収支がいかないということで25年に地方財政法資金不足を解消するという総務省の許可をいただきまして、25年度は当初の時に資金不足を

解消するためには7,000万円程度の資金不足解消分の繰り入れをいただければ解消できるという見込みを立てておりました。

それで地方財政法資金不足というのは単年度の資金不足、企業会計上になりますけれども流動負債から流動資産を差し引いたものに固定負債、この固定負債というのは特例債の元金償還金分が含まれております、それを足し込んで資金不足を解消するということだったのですけれども、例年であれば一時借入金という最後のものが約6,000万円から8,000万円の一時借入をしたところ、やはり収支、収入等が上がったのだと思うのですけれども一時借入が何とか4,000万円が抑えられたというところで現用金等も何とか9,000万円弱を確保できたというところで1,000万円を戻入するというところで検討いたしまして戻入する形になりました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 議論するつもりはないのですが財政課長に伺います。この戻入というのは、会計管理というのか、運営上の問題というのか、一般会計と病院会計は違いますよね。これは戻入になっていますけど。私が覚えているのは戻入というのは誤払いとか過払いとか資金前渡とかあるいは概算払い、そういうものしか戻入できないはずなのです。それが会計計画が違うのに戻入措置でいいのだろうか。本来はちゃんと予算の中で整理しないと、今いった病院が改善されていると、これだけの金額をただ戻入という形で処理できるのだろうか。町の財政運用規則あれから見ればちょっと違うと思うのですけれども、その辺議論つもりありませんけれども見解だけお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安達財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回病院のほうで資金不足解消のため7,000万円繰り出しを例年より多く見込んでいましたが、最終的に決算状況等事務長の説明のとおり戻せるということになりましたので、例年病院は戻していただいていたのですけれども特別会計では下水道会計それから介護保険会計は今年度も同様に決算を見越して、うちから繰り出ししている金額が決算状況で上回る部分を介護で600万円、下水道で1,500万円を戻入かけて、今回病院も1,000万円という形で各特別会計からそのような手法で戻していただいております。下水道会計は例年決算時に戻していただいているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは病院の経営状況について伺います。

今事務長からも資金運用関係の答弁がありましたけれども、地方公営企業法改定によって26年度から新会計基準が適用されています。そしてキャッシュフローの計算書の作成が義務づけられています。当然町の予算も26年度の病院事業会計予算には予定キャッシュフロー計算書が添付されています。そこで26年度の予算の会計を見るとキャッシュフロー計算は資金期首残高が8,578万6,000円、期末残高が7,303万円となっています。これまでは毎年度3月末に補正予算で一般会計からの繰出金で資金運用を確保してきました。当然25年度は当初予算で計上し

て今答弁あったとおりです。だけど26年度のキャッシュフローとしてこの資金はどのように確保されるのかその辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 町長の答弁にございましたけれども、26年度の4月、5月、2カ月経過した時点で入院患者数、外来患者数とりあえず改善計画の数値を上回っているということで、収支的にも現状では医業損失ではなくて医業利益という今まで余りないケースなのですけれども利益的になっているのですけれども、今後引き続きやはり自助努力によりまして事業収益の増収というのはやっていかないと考えております。その中で単年度資金不足であります不良債務解消分の追加繰入というのは現状ではいただかないという中で自助努力していきたいと考えております。その中で現時点の捉え方でございますけれども、やはり入院、外来患者数とも目標値に増加するということがキャッシュフローである現金確保ということに努めますので、前年同様やはり一時借入金の縮減ということで流動負債の減額を達成できれば何とか不良債務というものは回収できるのかと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは今答弁のありました資金不足の発生した場合そのような会計処理しますと。そうすると不幸にも患者減などで損益構造が悪化して追加繰出例年どおりでおかなければいけないとなったときの部分については、今答弁あったように繰出金はもらわないということは未処理金の欠損金として病院は、従前の赤字がいつぱいたまった時のような処理の仕方をするという考えでよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現状の段階ではこれからの患者数が減員していくということは今のところは考えていないところなのですけれども、やはり患者数の入り込みというのは大きい変動がございますので、確かに最終的に資金不足というものが不良債務が出る恐れはあるかもしれないのですけれども、現時点といたしましては病院の自助努力によりまして何とか不良債務解消が出ないような努力というものを続けたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政費用の主要費用について答弁ありました。医業収支比率、経常収支比率、職員給与比率等の比率が全て改善されたといっていましたけど、この数値のポイント何%上がったといっていますけど、これも意味するところというのはどういう評価の部分でどう見たらいいのか説明してください。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず主要の比率、財政主要がございましてけれども、医療収支比率というのは医業収益と医業費用の割合でございますので入院・外来患者数に伴う料金収入の増だとか、健診等の料金が入ってくる実質的なうちでの売り上げ的なものを増収させるとい

うことは確かなのですけれども、やはり高いほど収益性が高いとそういうふうにいわれております。

あと経常収支比率につきましては医業収益と医業外収益を合算したものに對し、医業費用と医業外費用を合算したものを割り込んだ数字となります。その中で 100%未滿となると経常的に悪化しているという状況になります。

あと職員給与比率なのですけれども、これにつきましては医業収益に対する正規の職員の給与費の割合ということで病院のためには重要なポイントと捉えております。これもやはり低いほど病院として収益が上がっているという状況になると考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之委員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） わかりました。それでこの費用の中で 1 つだけお聞きます。職員給与比率これは 57.7%です。これは 100 に近いほうがいいという意味ではないですから、下がっているほうがいいということです。それで今答弁もらったように 10.4%減となりましたといっています。ということは医業収支比率とか経常収支比率の改善に連動しなければいけないのです。今の答弁よりはもっと上がらないとだめなのです。実際にそこに余りはね返っていません。ということは正直な話、経営が全般的に支出が多いということの数字の表れだと思えます。しかし職員給与比率が下がっています。それはその指数が今改善されたというけれども、これは職員等の給与削減が後押ししている部分であって、改善の努力は認めるけれども大方はこの給与削減が後押ししているという実態にあるのではないかということとその辺を整理しておかないと、改善されたことは認めるのだけどそういう要因がそこにあるのだという部分があるのではないかと思いますけどいかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 確かに議員いわれるように職員給与比率につきましては目標値よりも下回って 57.7%と町長からも答弁ございましたけれども、それにつきましては確かに医業収益、料金収入も上がったという答申はあるのですけれども、1 つとしては今外科の常勤医の先生を嘱託化しているというその時点での給与費の削減と、確かに医師を除く正職員の給与のカットをやっていますので、そういうところで今後給与費の戻し等も考えられるということになりますけれども、病院サイドといたしましては病院の収益を上げるという自助努力につきまして医療収益の拡大に努めまして職員給与比率も下げていくとそういう努力は必要と考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私、悪い意味の答弁を引き出そうと思って質問しているわけではありませんから改善された部分については認めます。

今答弁でありましたけども 26 年 9 月までの経営予測についてお聞きおきます。4 月・5 月の 2 カ月の実績は答弁であったように患者の動向、収益が好転し収支状況が順調に推移していま

す。そして今の状況を維持して経営努力を重ねていくと9月末の上半期の収益目標は達成できると私は思っていますけれども、担当のほうとしてはどのように予測されていますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） まず何回もいっていますけれども入院・外来患者数の増員というものが必要と考えているところがございます。その中できょう現在入院も37名入っている状況でございます。そういう中できょう時点で入院の1日平均患者数もほぼ30人を超えている状況というところなんです。外来につきましてもほぼ前月並みということでこのまま収支を保っていくと。確かに給与費も結構落ちています。あとうちの院長の方針になります薬品等の材料費の在庫管理の見直しも徹底してございますので、そういうところと職員の費用等で削減できるものはどんどん削減した中で何とか9月までは収支は保っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之委員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 総括的に確認の意味で伺いますけれども、1問目で答弁がありました平成25年度の決算の診療状況、経常損益、各財政指標、25年度の病院経営改善計画の達成状況、そして26年4月、5月の収支状況については答弁あったとおりです。おおむね目標に達していると理解してよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 病院サイドといたしましては昨年つくりました経営改善計画の目標値に伴いまして25年度は入院患者数、収支等も一応クリアできた。現段階の5月末の収支状況ですけれども今のところの前年度よりもかなり数字が上がっているというところで、今後も引き続き病院サイドとしては何回もいいますけれども自助努力によりまして収支改善に努めるとともに、職員の病院が変わっていったというスタイルで患者さんに接する態度でございますとか、あとはあいさつ運動とかそういうものをした中で患者さんに来ていただくという病院側のソフト面の強化といえますか、そういうものも続けながら何とか収支改正に努めていけるとははっきり申すことはできませんけれども何とかそのように努力していきたいと私どもは考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは次に町立病院の原則廃止と存続についてであります。これは町長に答弁を求めます。

まず町立病院を存続するのか廃止するのかの判断によって、一日も早く決めないと必要な医療提供体制の構築、策定はできないと思っています。9月という答弁がありましたけどそれは別として。町長はさきの3月議会で私が質問した原則廃止の定義と経営改善計画目標達成の許容範囲について次のように答弁しています。原則廃止の定義は25年度病院事業会計の決算状況と26年度上期の経営状況を見きわめる。目標達成の許容範囲については病院経営改善計画書に掲げる26年度患者目標値の確保、さらに一般会計からの繰出金の縮減が一定の判断基準である。

総合的に勘案して判断するといいました。私は今まで先ほど担当のほうからいろいろな部分答弁いただきました。総括的には大体クリアしたといいました。そうすると今いったように 25 年度の決算の状況、病院経営の改善計画、26 年 4 月、5 月の収支状況の答弁を踏まえ、町長が約束しました町立病院の原則廃止の定義と経営改善計画目標達成の許容範囲の条件をクリアしていますよね。よって町立病院を原則廃止するための根拠がなくなったのです。原則廃止について町長はどのように判断されますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 9 月をめどに方向性を出すということでありますので、まだ途中でありましていろいろなシミュレーションを考えて方向性を出したいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 9 月までということクリアされているのに判断されませんでした。そうすると今町長も答弁しましたけど 9 月をめどに判断するといいました。それでは答弁あったように 4 月、5 月の病院収支状況は改善されているのです。これは認めていますよね。そうするとこれから 6 月、7 月、8 月の 3 カ月の収支状況を判断することになります。9 月に判断するので、そこで町長に聞きますけれども、これから 3 カ月で仮に収支が下回って原則廃止の定義の条件をクリアできなかった場合は町立病院は原則廃止になるということでしょうか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 9 月に方向性を出すといったこと変わりありません。今おっしゃったとおりです。この改善計画だけをもとに病院の方向性を決めるというふうには 1 回も言っておりません。この改善計画と白老町の医療のあり方、もしくは町民が望む町立病院のあり方、いろいろなことシミュレーションして総合的に判断をしたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） ここで存続のご答弁いただければ別な質問に移って病院に対して提言したかったのですが町長はなかなか煮えきりません。今いったようにあと 3 カ月ですけど。

それでは聞いていきます。悪いけれども曖昧な答弁ですよね。私が今挙げた数字のクリアに対して別な判断もあるという言い方をしていますから。それでは 1 問目で町内の医療機関の医療提供体制に対する答弁がありました。事実として。そして原則廃止の判断基準の 1 つに町長はさきの 3 月議会でもう 1 つに町内の医療体制等を総合的に勘案すると答弁しているのです。具体的にどのような事情を勘案しなければならないのか。そして何が検討材料として上がっていて、これらの検討材料の何をクリアしたら原則廃止にならないのですか。それはどういうことですか。



○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 基本的に病院の関係につきましては原則的な考え方は今まで何回かの議会の中で答弁したとおりです。今の経営状況がどうなのかというのが大きな考え方の視点の1つということと合わせて総合的に判断ということは、町内の医療体制の中で診療科目もそうでしょうし、それから救急の体制がどうなのか、あるいは先ほどいった小児の医療体制とかそういうことも含めて検討すると。その総合的な判断をする検討のシミュレーションとしては診療所化がどうなのか、あるいは有床、無床がどうなのかという総合的なシミュレーションをpushした中で9月に最終的に判断したいというふうに思っています。

確かに今経営状況、改善計画の数値につきましてはクリアしているといえますか、そういうような状況でいい状況にきているのは確かなのですけれども、やはり他の今いう項目というのは町内の医療体制がどうなのか、今後町立病院としての経営をどういう方向に持っていくのがベストなのか、そういうことを総合的に判断して9月にもお示ししたいという考えでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうしたら先ほど答弁で病院の方向性について有床、無床もそうですけど3つか4つを検討して方向性を出すといっていました。それでは9月に方向性を示す作業は町長がこの4つなら4つの対応策から最適案を選択するための4項目をそれぞれの原案作成なのか。あるいは町長がある程度もう方向性を決めおいて4月にこうだというための理論武装の仕事なのか今どちらをやっているのですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 今大きく2つあってどういう方向での検討をされているかということではありますが、最初の部分は町長があくまでも9月に方向性を示すという部分でありますけど、そのための判断材料が今副町長話した部分のベースも確かにあります。今の体制をどうしていくかということです。多分前田議員がご質問したいのは方向性がどちらかはっきりしないと次の作業の方向性も見出せないだろうという視点でのご質問かと思えますけれども、そのことも判断できる材料を今我々が一つ一つ積み上げていっていますので、その上でやっぱり町長が最終的な判断を示すということになるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは町立病院の目指す方向として1問目の答弁で民間移譲などを検討しているといっているのです。そこで民間移譲についてお聞きします。財政健全化の特別委員会がありました。それに先立って昨年4月の全員協議会でも民間移譲を視野に入れて一定の方向性を決めると説明されているのです。それから1年2カ月たっていました。これまで民間移譲のために町長は精力的にトップセールスを行ってきていると思います。そして指定管理者制度、公設民営化を含めて、それでは民間移譲も含めてこれまでの交渉経緯と民間移

譲の可能性はどのようになっていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 確かに昨年来から民間移譲のこともいろいろ、医療圏大きな視点でも協力を得ながら協議をしてきているのが実態です。その中でいろいろ法律、これは医療法にかかわることなのですが、民間移譲にするということが決断された場合、その時点で公立病院は廃止になります。そうすると今の病院はなくなるということですので、今の診療体制それから病床も含めて全て廃止になります。ご承知のとおり特に胆振という大きな医療圏は病床数が国の基準を1,600床から1,700床ほどオーバーベッドの状況ですから廃止となればベッドは全て国にお返しすることになります。これは病院のことで医療法がかかわりますから診療所は別の議論になりますが、そういう環境下にあって民間病院が新たに新規に開設するということは実質上困難ということになりますので、非常にまだ決断は9月の中に民間移譲はどうだということはきちんとお示ししますが、現状では法律的にはそういう難しい部分をクリアしなければならないという状況でございます。

指定管理者制度も検討してございます。指定管理者制度は民間のノウハウを入れるという部分では非常にメリットがあると思います。ただし指定管理者においても民間さんですのでやっぱり経営が大事になっていきます。その部分の赤字が出た場合、町側がそれを補てんするかという契約行為が必要になってきます。今回の病院の発端は経営上もうこれ以上一般会計からの繰り出しが厳しいという中からこういう議論が出てきましたので、指定管理者のこともメリット・デメリットは整理していますが、一方では契約段階で大きな問題が出てくると。また独立行政医療法人こういう手法もございしますが、これは公務員型と非公務員型の医療従事者の体制はありますがこれもほとんど指定管理者と同じようなメリット・デメリットがそれぞれございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今回の公立病院のベッドを民間機関に移るということは非常にハードルが高いと不可能に近いような答弁でした。だけれども民間移譲しますとっているということは、前段私がいったように9月までにいろいろなことを検討していますということになると、それでは仮に民間移譲、今はまだ捨てていませんからあるとしたら、ただ民間移譲ではなくてこういう病院の診療体制とか、こういう公的な病院の役割をしてもらうような民間病院としての診療体制や医療行為をするという形のものは今検討しているのですか。ただ民間に移せばいいというものではないですよ。今の町立病院の役割の中で公的な政策医療を含んだ民間医療になるということのそういう像を町長が選択するために9月まで出てくるということですか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） これは議会の特別委員会で報告があったとおり、公的役割機能はやっぱり必要だという一定の報告がございましたとおり、我々も民間移譲となれば救急、

小児こういったものも公的役割の一つに入りますが、そのことも民間さんでできるかどうかそのことも検討はしております。そのことも含めて可能性あるいはそういう方向にいかないその辺のこともきちんと整理してご説明したいと思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は全て町立はそのまま存続するという念頭での質問ではないですから。だから今の質問もしているのです。3月の議会で民間移譲や民営化について副町長はこうしているのです。状況としては非常に厳しい協議しかできていないと。なかなか方向性としてはそれに向かうというのは厳しい状況であると答弁しているのです。そうであるにもかかわらず今回も民間移譲も検討あり、具体的な方策を練りますとっているのです。そうすると新たな展開となるのでしょうか。そういうことが検討、まだ可能性があるということは否定されていません。実際にはもう3カ月しか残っていないのです。そうすると民間移譲、民間の病院はある程度絞り込まれていると思いますけれども、どうですかともう話し合いされていると思うのです。もし焦点が絞られて交渉しているのだったら民間移譲する可能性というのは実際に何合目ぐらいまでいっていますか。可能性はなくても協議は何合目までいっていますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 1から10までを物差しで測ってどこまでできていますとかそういう答弁は申し上げられませんが、今前段の部分で私が申し上げた医療法という法律の中では非常に厳しいというのは今前田議員もご承知いただいたと思うのです。ただ今この場でそれはもう検討材料ではなくて、9月にお示しする時には民間移譲は結果的にどうあったかということを引きちんと最終的に町長が申し上げると、お示しするということであって、今そんな難しいのならやめてしまえとかそういう判断ではなくて最終的なことはきちんと町長が申し上げます。言えることは繰り返しになりますけれども医療法という中では非常に難しい部分があるという部分をご理解いただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 3月に私のほうで答弁していることを言われましたので私もちょっと答弁させていただきます。今の考え方の状況としては今担当課長が答弁したとおりです。状況としては3月の時点での状況を答弁した以降どうこう変わったということではなくて、3月の時点での判断も今の状況も同じということでこちらのほうは押さえております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今までの質問、答弁を見ると大体方向性は見えます。多分町立病院は存続する方向でいっていると思います。今の議論の中でいけば多分そうなると思います。そういう前提の上で、9月に出るといいますから、ある程度こういう病院をつくりたいと出るといいますので、その前に私としてこういうものだけはぜひ検討してほしいということだけ申し上げておきたいと思います。

改善策を何点か申し上げたいと思いますけれども、町立病院の健全化を図るために平成25年3月に経営診断、運営方針を民間コンサルタントに委託して町立病院が今後取り組むべき事

項等を報告しているのです。この中に病院としての改築、在宅医療、人工透析の導入に触れているのです。私はこの3点について考え方をお聞きしておきたいと思います。これからする医療提供体制の中でぜひ取り組んでいってほしいと思っているのですけれども、まず在宅医療と終末期医療についてです。町では第6期介護保険事業計画の参考するために介護サービス利用アンケート調査を行った結果を4月に報告しているのです。この報告書を見ると今後の病院のあり方に示唆すると思われる事項があるのです。ということは将来希望する生活の仕方についてであります。将来どのような環境で生活を望みますか。これに対しては介護サービスを利用しながら住みなれた在宅で暮らしたいは全体の72.7%です。そして町内の特養や老健施設、高齢者向けの施設に入所・入居を望む人は20.6%になっているのです。いかに在宅医療や開業施設の入所を希望しているかということです。これは団塊の世代に入るともっと高くなると思います。このアンケートで示された町民の意識は病院の方向性を決めるための大きなインパクトになると思うのです。この点について町長はどのような認識をしていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） これにつきましては町立病院のあり方も含めて地域医療のあり方というふうになってくると思うのですが、国の施策も今前田議員がおっしゃっていた方向で進むと思いますし、これから超高齢化社会を迎えて今いった在宅医療も含めてできるだけ自分の家で暮らしたいという高齢の方がふえておりますのでこの辺は総合的に判断をしたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） もう1回確認します。ということは多くの町民が自宅などで住みなれた環境での療養を望んでいるのです。町長もそう認識していると思います。私もその一人です。それで高齢になって自分らしく生活を支える在宅医療の提供体制を構築することは町民の生活の質の向上にも資するのです。国も病院中心の医療から住みなれた地域や在宅で支える体制の転換に打ち出しています。町長にお聞きしますが、今答弁もありましたけど在宅医療や終末期医療を新たな町立病院の方向性の中に位置づけるべきではないかと私は思いますけれども町長はいかがでしょう。再度答弁願います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 先ほどの答弁と重なりますが確かにそのとおりでございます。町立病院のあり方の話が昨年出たのは財政健全化の中で出てきておりますので総合的というのは財政も含めて考えていきたいというふうに思っておりますが、先ほどいった在宅医療や終末期医療は今後は必ず必要となりますので、この辺は何でもサービスができればいいと思います。財政も含めて町立病院そして白老町の医療のあり方を考えていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） あと2点ほど伺いますが人工透析です。今の病院が存続するかどうかという議論の中で結構人工透析をしている人からも私のほうにどうなるのかという話がき

ているのです。町立病院の人工透析についてはこれまで議会でもかなり議論されています。中身は省略します。それで現在人工透析をされている方が何人いてどのような通院をされていますか。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 人工透析の治療を受けている方の人数でございます。当方のほうで把握している人数につきましては現在 74 人となっております。その中で苫小牧市内の病院で治療を受けている方が 56 人、室蘭・登別市の病院が 8 人、札幌等の病院で治療を受けている方が 10 人となっております。通院方法といたしましては 1 つには社会福祉協議会のほうで通院の移送サービスを受けている方がいらっしゃるしまして、こちらのほうは現在 3 台の車で室蘭方面に 1 台、苫小牧方面に 2 台で毎日運行しております。その利用者数が 5 月の実績なのですが現在 26 人。そのほかに 5 月は入院していた方がお 2 人ほどいらっしゃる聞いております。それ以外の方につきましては病院の中には送迎をしているところもございましてそういう方々についてはちょっとうちのほうで把握はできておりません。またそれ以外の方につきましてはご自分で車で行くか、ご家族の車に乗っていくか、または公共交通機関を利用して行っている方がいらっしゃるかと思っております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 毎回聞くごとに人工透析の患者がふえているようであります。それで非常に通院もせつないとは聞いていますので、それは多分これから病院のあり方を見直すときに当然診療体制、病床数も見直されると思いますけれども、これは合わせて人工透析の実施に向けて取り組む考えがあるかどうか。多分これは病院の経営改善にどうなるかという問題もあると思いますけれども、それを置いておいてもこれだけの患者数を白老町が見ないのもどうかと思うのですけれどもその辺の町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 人工透析の話なのですが確かにおっしゃるとおりでございます。ただ人工透析の場合は医師の確保や看護師の確保、またはそれに対する機器類、設備も含めてなのでそのことも全て考えて進まなければならないというふうに思っていますし、今は病院だけではなくて在宅でも透析ができる国の方針も進んでおりますのでこの辺も考えたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 最後にしますけれども病院の改築についてであります。病院の運営方針の報告書、先ほどの経営診断と合わせて報告があります。この中で見ると病院の改築等の事業資産として建築の総工事として医療機器の購入額も算出されています。あの診断書を見れば病床数 35 床として出しているのです。そうすると総工事費 10 億 3,800 万円、医療機器が 1 億 5,000 万円、合わせて 11 億 8,000 万円かかりますとなっております。それで多分担当のほう

でもただいま申し上げました改築事業費をもとに財源内訳を試算していると思うのですがけれども、財源処置とか起債の償還あるいは1年間の元利償還金、どのぐらいの額なのかはわかりませんが出してはいるのかどうか。それをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） ムトウのほうで出した報告書の中での35床の概算試算の数字だと思うのですがけれども、確かに建築費につきましては約10億3,824万円ということです。国等の補助金とか交付金を取れるのかということ調べたところ、国民健康保険の調整交付金直轄診療整備分という制度をもし活用できれば、これは面積だとかそういうもので算定されるわけなのですがけれども、国費が約1億5,403万円ぐらいと。あと地方債なのですがけれども公営企業債と過疎債、これは50%増をとりまして各起債額が約4億4,200万円程度と。そういうところで計算いたしますと一般財源につきましてはほぼ100万円ほどもない状況になるかと考えております。その中で公営企業債と過疎債の元利償還金をシミュレーションしていただいたところ、償還期限が30年、あと元金据置期間は5年、利率が1.4%で試算したところ6年目からは元利償還金が約4,210万円ぐらいと試算しているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 一般財源は幾らぐらいになりますか。国と起債を抜いたほかの一般財源は幾らになるのですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 試算のところでは一般財源につきましては2、30万円かと。ちょっと計算してみたところ、起債額がほぼ100%取れるという設定の中で端数分というところで試算はしてみました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 起債を合わせたら8億8,000万円ぐらいなのですか。両方ですから。そうすると今いったように病院事業債、過疎債合わせて答弁では1年間の償還額が据え置き期間を除いては元利償還が始まるようになったときには4,200万円でもいいのですよね。そうすると極端な言い方をすると、今財政健全化をやっていますけどその中である程度整理すればできるはずなのです。私がいつもいっているように、町長に前に進めるかわかりませんがけれども、今バイオマス燃料化運営施設約1億円です。これからそれを縮小するといいます。これをもっともっと縮小したら約1億円の内4,200万円も出るのです。そういうことを考えれば、病院建てればいいのかということではなくて今の財政の中で建てられる可能性があるのです。どちらかを削れば全体の枠をふやさなくても。バイオマスは9,000万円です、一般財源です。これを半分削減してごらん、生産で落とすとかして。そうしたら縮まるのです。4,200万円戻せるでしょう。新しい病院も入ると思うのですがけれども町長いかがですか。これはやっぱり町長みずから選択と集中を実践すればこういう方策だって出てくるのです。こうやって数字をちゃ

んとはじき出したら。町長いかがですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 答弁が重複というか同じような答弁になりますけど、今言われるような数字的なことも検討の中に入れてやっております。やはり軸足というのは財政の健全化ということで今7年間のプランを立てましたので、そのことが経営にどう影響するかということでスタートしている話ですから、やはり今いわれるように例えばプラスになる要素があるのであれば全体枠がプラスになるのではなくて、その中でマイナス要素がないのかどうかそういうシミュレーションの中で財政の状況がどうなのかというのは今ご指摘の部分の検討といえますか、それは私どもそういう範囲の中で検討していくというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私も財政健全化の枠の中でやりなさいと。そして病院が経営努力すれば今いった額の部分は全て一般会計が持たなくてもいいわけです。そういうことを含めば多少の、まだ存続するか廃止にするかという結論は出していませんけど、私は先ほど1問目の答弁を聞いても多分存続するだろうともう腹は決めていると思います。そういう意味で申し上げますのでぜひ9月と言わず一日でも早くそういうもの示していただきたい。町民は待っていると思います。

それでこれの最後になります。地域医療のモデルといわれている存在の諏訪中央病院、多分知っていると思います。鎌田実氏北海道に来てかなり講演されています。その人は地域医療に求められる1つに在宅医療と緩和医療の充実だといっているのです。そして医療がいくら進歩しても人は結局年をとり死んでいくと。その不安を取り除き安心を支える医療の充実は不可欠だといっているのです。そしてどんな小さなまちや村でも在宅医療や緩和医療は地域で解決したほうがいいと思う、地域医療を守るために必要であるといっているのです。非常に大事なことをいっていると思います。失礼ですけれどもやはり町長が先頭に立って汗をかく覚悟をして事を行わなければ地域医療は守れません。もう先送りは許されないのです。町長の胆力が試されているのです。もう条件選択の準備はいいのです。やっぱり9月と言わず一日でも早い新しい病院像を示すべきです。そういうことで今度は町長として新しい病院像が明示されると確信してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 在宅医療と地域の医療のあり方は全力で行政がやらなければならないことだと思っております。新しい町立病院とお話ししましたが私の中では新しいとかそういうのではないのです。今の町立病院が改善計画に向かって頑張っている姿は新しいというよりは今までの土台の上につくってきたものであると思っておりますので、町立病院のあり方を一日でも早く示せということでありますので私も町民の不安を解消するために方向性は早く出したいというふうに思っておりますが、まだ今年の9月から1年間様子を見るというお話をしていきますので今の段階では先ほどの答弁と同じくなるのですが、まず9月までこの状況を把握さ

せていただいて地域医療の考えをお示ししたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 誤解されたら困りますから、私は新しい町立病院とはいいません。新しい医療提供体制をつくってくださいという言い方ですから、それに付随して改築がどうあるべきかと。するのであれば先ほどいったような財源見通しもありますといっていますので、まるっきり新しいものということではないですから。それが前提ではないですから、それだけは誤解しないでおいてほしいと思います。町長、ぜひ汗流して頑張ってください。1問目を終わります。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11時15分

---

再 開 午前 11時25分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは2問目の質問をお願いいたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。それでは2問目の質問をいたします。

まず象徴空間の整備が閣議決定され白老町で事実上のスタートが切られます。これまで苦難の道を切り開いてこられました先人並びにこれまで誘致にご尽力いただきました関係者の皆様にお礼を申し上げます。巨大プロジェクトに対して再生白老にとってアイヌ文化の振興とまちの活性化を図っていく上でまちの政策力、地域力などが試されます。そこで民族共生の象徴となる空間、以下象徴空間といわせていただきますが、これらの整備とポロト温泉等について質問します。

（1）、象徴空間の基本方針（閣議決定）について伺います。

（2）、象徴空間整備と町としての地域振興策とのかかわり（整合性）についてであります。

（3）、象徴空間整備による白老町活性化推進会議の性格と役割についてであります。

（4）、白老町民族共生の象徴空間整備促進庁内検討委員会における課題設定、具体的項目、政策立案の取り組み及び今後の活動内容について。

（5）、ポロト温泉の資産と経営収支及び利用状況について。

（6）、ポロト温泉の位置づけと町としての施策について。

（7）、アイヌ民族の生活実態調査結果の内容と実態及び白老町地域の調査内容と実態についてであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 民族共生の象徴となる空間整備とポロト温泉等についてのご質問であ



ります。

1 項目めの象徴空間の基本方針（閣議決定）についてであります。13 日象徴空間の整備及び管理運営手法についての基本方針が閣議決定されました。その内容はアイヌ文化復興のための拠点としての国立のアイヌ文化博物館、民族共生公園、慰霊施設を設置すること、公開時期は2020年7月のオリンピック・パラリンピック東京大会にあわせ一般公開すること、運営についてはアイヌの人々の主体的な参画を確保しつつ一体的運営を図るための協議会を設置することなどが盛り込まれました。今回の閣議決定により象徴空間の整備が政府全体の取り組みとして位置づけられ推進されることが明らかになりました。このことは大きな一歩であり国の具体的な整備がより加速するものと期待しております。

2 項目めの象徴空間整備と町の地域振興策とのかかわりについてであります。国による象徴空間整備はまちの活性化、魅力強化の絶好の機会と捉え、町では地域振興策である総合計画の重点プロジェクトにおいて民族文化を「食をテーマにした活力あるまちづくり」と「風土を育み、誇りと愛着がもてるまちづくり」、「自然と調和するまちづくり」に掲げ、活力・魅力プロジェクト、持続・安定プロジェクトに位置づけておりますので今後国、道や関係機関などと協議を重ねるとともに官民関係者が一体となって地域振興につなげてまいりたいと考えております。

3 項目めの町活性化推進会議の性格と役割についてであります。国によって象徴空間が整備されることに伴い町としてはアイヌ文化の理解と普及を前提として整備の効果を最大限に高め、活用できるよう推進会議を設置して町内の受け入れ体制を構築し周辺整備や商業・観光客の拡大、そのPR活動の強化や教育・学習・人材育成の検討を行い関係団体の協力によって取り組みを推進し地域経済や地域活動を活性化していくことを目的として設置した組織であります。またその進め方は情報共有を図るための全体会議や学習会を初め、理事会・幹事会・部会で構成し各部会には行政の関係部署が事務局となって会議を進めております。具体的には情報部会・活性化部会・基盤整備部会・教育学習部会で構成し全体の推進展望は26年度に推進構想をまとめ27年度に推進プランを策定し、28年度以降は事業推進整備段階に入るとともにPR活動やプロモーション活動も展開する予定であり民間と行政が全町一体となって活動を展開してまいります。

4 項目めの庁内検討委員会における課題設定、具体的項目、政策立案の取り組み及び今後の活動についてであります。庁内検討委員会は象徴空間周辺の環境整備や土地の整備などの議論を深め白老町としての考え方を取りまとめることを目的として関係課で構成し課題の整理を行ってまいりました。昨年11月活性化推進会議が設立したことから整理された課題は同会議の4つの専門部会において具体の検討がスタートしたところであります。今後庁内検討委員会は関係各課で情報共有を図りながら活性化推進会議への提案事項の検討を行うなど調整役として役割を担い活動を行ってまいります。

5 項目めのポロト温泉の試算と経営収支及び利用状況についてであります。ポロト温泉は現在株式会社白老振興公社が所有、管理しておりますが、資産については土地、建物、温泉権、

その他機械類を含めて平成 26 年 3 月 31 日現在帳簿価格は約 2 億 1,000 万円であります。また温泉事業の収支については 25 年度の温泉収入 1,312 万円に対し温泉管理費が 958 万円で差し引き 354 万円の黒字であります。利用状況については 25 年度の入浴客数は 4 万 2,045 人、前年比 935 人の減、入浴料収入については 1,312 万円で前年度比 37 万円の減であります。

6 項目めのポロト温泉の位置づけと町としての施策についてであります。本年度の活性化推進会議での調査・検討を踏まえ、また既存施設の利用状況も考慮しながら温泉資源の有効活用と日帰り入浴を温泉施設の設置等を検討する方向で施設を構築してまいります。

7 項目めのアイヌ民族の生活実態調査結果と実態及び白老地域の調査内容と実態についてであります。北海道アイヌ生活実態調査は北海道を実施主体としてアイヌの人たちの生活向上に関する推進方策を策定するための資料として 7 年に 1 度実施されております。昨年 10 月に全道のアイヌの人たちが居住する市町村や北海道アイヌ協会、各支部の協力のもとに調査が実施され 5 月に結果が公表されました。調査は市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査の 4 つの調査からなり、生活、教育、就業状況、住宅などの調査内容となっております。調査結果の詳細は担当課長から答弁をさせていただきます。次に白老地域における調査内容と実態についてですが調査内容は先の内容と同様ですが北海道では各市町村別の結果は明らかにしないことから白老町においてもその調査結果を公表できないものと考えております。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 北海道アイヌ生活実態調査の主な結果を説明申し上げます。

最初に今回の調査対象としたアイヌの人たちの人数ですが全道で 1 万 6,786 人となっており、前回調査に比べ 6,996 人減となっております。この調査におけるアイヌとは地域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また婚姻養子縁組によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方について市町村が把握し調査に協力をいただくことができた方を対象としており、道内におけるアイヌの人たちの全数ではありませんのでご注意ください。

主な結果として生活の状況、生活保護率の状況でございますがアイヌの人たちは 4.48% となっており、前回調査に比べて 0.65 ポイント増加しております。一方アイヌ居住市町村でも 3.31% とアイヌの人たちよりは低い数値ですが前回調査と比べると 0.85 ポイント増加しております。昭和 47 年の調査以降アイヌの人たちとアイヌ居住市町村との保護率との差は縮小しつつありますが、その差はいまだ明らかにあり今回調査でも 1.4 倍となっております。

次に教育の状況、進学率の状況です。アイヌの人たちの高校進学率は 92.6% と前回調査に比べて 0.9 ポイント減少し、アイヌ居住市町村の高校進学率 98.6% とは 6.0 ポイントの差となり前回より差が拡大しました。次に大学への進学率は 25.8% と前回調査から 8.4 ポイントの増加となり着実に向上してきておりますが、アイヌ居住市町村の大学進学率 43.0% とはいまだに 17.2 ポイントの差がある結果となっております。以上主な結果についての報告とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） まずアイヌ民族遺骨の慰霊施設の整備についてお聞きします。慰霊施設はアイヌ文化博物館や民族共生公園の整備に先立ち設けると報道されておりました。私も側聞していますがこれはこのような状況になっていますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の慰霊施設の整備に関してのお答えでございます。今回の象徴空間整備に係る慰霊施設に関する整備につきましては今回の閣議決定されました基本方針の中でもその位置づけがはっきりとされ、従来言われておりました博物館や公園のほか今回の象徴空間の中心となる施設の1つとして整備されることになりました。前倒しということが報道されておりますが確かに国の会議の中でも前倒しをすることで検討が進んでございます。ただその内容につきましてはアイヌ遺骨をどのように返還をするかという議論がずっとされてまいりました。ようやく返すための方向性がまとまりました。しかしどういう施設をつくるか、どこにつくるかという部分の具体的なものについてはまだ会議等でも進んでございません。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 前倒しするということは今の段階ではそういう方向でいっているということですね。そうするとポロト湖畔の土地利用計画ゾーンはもらった資料によると中央広場ゾーン、博物館ゾーン、体験交流ゾーンの3つのゾーンに設定されます。この中に慰霊施設のゾーンは含まれていないのです。ということは中核施設整備に先立って設置するとなると土地の選定を急がなければならないと思います。慰霊碑の施設は建物でなくてその周辺も公園的な整備をするというような構想になっているみたいなのですが、そうするとこのポロトの湖畔以外に相当の土地の面積が必要になりますけれども、設置場所や土地の大きさはある程度もう絞り込まれてはいるのですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の慰霊施設の土地の関係でございます。その面積等についてははっきりとした広さ等につきましては全く検討はされてございません。そしてその周りにどのぐらいの大きさの施設を建て、そして公園的な整備をどのぐらいするか等も具体にはされてございません。ただポロトの中核施設はあの面積しかございませんので当然それ以外の部分の土地を探すということで、現在の具体のことは申し上げられませんけれども一応町内の民有地でどうかということで国のほうは検討を開始いたしました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 具体的な場所については今ありませんけど、それでは白老町にある程度の打診はされているということでよろしいですね。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ある程度の打診ということで町内にかかることですので適当な場所というところでは相談をいただいております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に象徴空間の整備に伴って町としての政策づくりについてちょっと伺います。これから具体的に整理が展開されていくと思います。そうするとこれからは国が行う政策の領域、北海道が行う政策領域、そして白老町が行う政策領域がだんだん明確になってくると思います。今後この場面はだれが担うかという非常に困難な場面に遭遇ことも多くなると思いますけれども、こういうことの今後の展開はこのようなことで見通しておいていいですか。それとも全て国に依存するという考えになるのか。その辺ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今政策づくりということで具体の話にこれから入ってくるのかと思います。ただ今現時点でどのような方向性、例えば建物の大きさだとか、それからその周辺だとかというのは先ほどの1問目で答えたとおり周辺については白老町が行うというようなことです。これに例えば北海道が道路の整備でどうかかわるかそういうようなことが今後具体的に話されていくというふうに思っています。ただ今現時点で北海道あるいは国とどのような組織の中でやっていくというのはまだ具体にはなっておりません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） これからのことを聞きますけれども、ということはこれまでの地方自治体、白老町もそうですけど事業の推進に当たってはともすれば国に依存しがちなものはありましたけれども、そういう体質を改善してまちが自ら政策を創出する政策機能を強化して政策力によってまちの再生や魅力あるまちをつくっていかねばなりません。当然象徴空間と合わせてという意味です。そこで象徴空間を生かしてまちの経済活性を図っていくためには、今当然財政健全化プランやっていますからまちの限られた財源と資源と能力、知恵や知識です。これを結集して自前で政策をつくり積極的に国へアイデアや企画を提案して関係省庁を説得し実施してもらえるよう働きかけるべきだと思うのですけれども町長がどういうふうにお考えしていますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 先ほどの答弁とちょっと重複するところがありますが、今いわれるようにこのタイミング、こういうような国の大きなプロジェクトの事業を絶好の機会と捉えてということでどう地域の活性化に結びつけるか。当然そういう思いの中で活性化推進会議を立ち上げました。これは単に政策づくりを行政だけがするというのではなくて地域振興ですから関係団体も構成の中で意見をいただいた中でまちづくりの青写真をつくっていくというふうに思っています。当然ゾーンの中のことについては基本的には国の事業ということで、その部会とか何とかに私どもも入っていきますけれども、そういう中で吸収できるものはそう

いう会議の中で申し上げたいというふうに思っていますし、それから周辺につきましてはやはり活性化会議が中心になってそういう地域づくりに向けてどう押さえていくかというのはその中でも検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私もだと思っています。

それでその活性化推進会議ですけど、この活性化推進会議で推進の構想、推進プランを策定するとあるのです。ここに推進設置要綱があります。これは私の見解と違いますから後から別にお聞きします。この活性化会議が何を構想して、推進計画とありますが具体的に何が反映されてくるのですか。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 活性化推進会議の関係でお答えいたします。ただ今議員からの質問で推進構想、推進プランについてどういう内容なのかというご質問だと思いますけれども、ただ今活性化推進会議のほうでは町がこの象徴空間整備に伴ってどのような活性化がしていけるのかということをございますけれども、これは官民一体となってこれからのまち全体の活性化に向けて象徴空間を生かしてまちづくりを進めていくということでさまざまな白老町が今まで培ってきた利点ですとか、まだ不足している点ですとかそういうものを洗い出してどういうような進め方をしたらいいのか展望を持つということが推進構想でございます。これを今年度中にまとめていって具体的な事業計画と申しますか、推進プランを来年度にまとめていくということでそれを軸にして28年度以降事業に着手していくという形で進めております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の答弁は1問目の答弁でわかっているのです。それでより具体的に何をするかと。私は象徴空間に伴って国がやるものは国でやると。それに伴って今副町長もいったように周辺整備、まちの活性化これを全体的にどうするのかということに対しての視点で質問しているのです。象徴空間についていって何かをやるかという話ではないのです。それをもとにしてどうするかということをお願いしているのです。だからこの推進会議で何をするかとお願いしているのです。もう1回聞きますけれども、このいっている推進構想というのはランドデザイン、全体の構想をつくるのか、推進プランは実施計画、具体的なものを考えているのですかということです。そして活性化プランの会議において今いった政策構想、推進プランの政策フロー、課長は多分十分に知っていると思うけどこの流れはどのように形成されているのですか。28年にただ実行しますといってもその過程が何も見えないのです。それはどうなるのですかということをお願いしているのです。

○議長（山本浩平君） 高橋企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 1問目でお答えしていましたように現在具体的

な検討を4つの部会で進めております。それで情報推進部会につきましては要するに象徴空間ができるということが全町民の中で浸透するような情報の伝達ですとか学習、理解を普及させるような役割を担うということでございます。

それから活性化推進部会のほうでは主に現在の商業・観光関係のものをいかに生かしていくか、もしくは新しいものを開発していくかというような視点、後ほどご質問にも出てくると思いますけれども例えば温泉施設をどうするかとかそういうものを考えていきたいと思います。具体的には例えば何かの施設をつくりたいといったときに行政が資金を集めるのか、民間を資金集めにするのかとかそういう町内資本でできることなのか、もしくは外的資本が必要なのかといったような検討も進めて具体的な事業化につなげていきたいということでございます。

それから基盤整備部会のほうでは象徴空間ができることによって道路ですとか交通網、誘導サインですとかさらには駅から象徴空間までのアクセスですとかそういう周辺整備をどういうふうにしていくのかということ。

それから教育学習部会のほうではさらに白老町という場所に国立の博物館ができるということで、やはりこれから育っていく子供たちにもそういう文化なりをさらに広げていくということでの将来に渡った人材育成会とか、文化理解そういうものをどのように広げていくかという検討を行って事業化につなげたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 施策フローについては答弁ありませんでしたけど、答弁でも関係部署が事務局とっています。そこで活性化推進会議の設置要綱を読んできると、この会議の組織は地域経済や地域活性化活動に資する目的に賛同する構成団体の代表となっているのです。趣旨に賛同した団体等の集まりです。活性化推進会議が策定したことになってはいますが、この構想推進は今課長の答弁にあったようにいろいろものをつくりますとありますが、このプランに対したものは、これは私が今いったように趣旨に賛同した団体の集まりなのです。それではこの団体が会議がつくって構想や推進プランに対する責任や拘束力、これは聞いてできた、という過程でつくるかはわかりません。この担保力はどのようなのですか。町ではないのです、任意の会議なのです。そうしたらその辺はどうなってくるのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今要綱というのか、そういうものを見ているというふうに思います。当然構成団体の中に町が呼びかけて構成をつくります。当然のことながら町が入って会長として町長になっているというようなことで、先ほどのご説明のとおりその進め方としては部会をつくってやりましょうということで、その部会のほうは役場のほうの各担当部署が事務局を持ってということをやっております。進め方としては当然そういうふうに進めます。そういう中でプランなり、それから実施計画なりを練っていくわけですが、協議する中では実行できる計画ということになりますと役所のほうである程度、財源も当然のことながらこういう展開を持っていくというような意思を持った中でリードするといったらおかしいですけども、

役所は役所としての考え方を持って皆さんとも協議していきたいというふうに思っていますので、担保するとか何とかということではなくて町としての責任を持った中で事業計画をつくっていききたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これは見解の相違というのかもわかりませんが、私はそうではなくて国が描いている象徴空間イメージというのは壮大なものなのです。再生白老町にとっては大きなインパクトでありチャンスなのです。町長もそういっています。今お話聞くと具体的にされていませんけど個々の事項の検討や方策、そして手段という枝葉末節的なものの議論に終始するのではなくて、象徴空間の整備にあいまって中長期の視点に立ってアイヌ文化の普及を始めて地域経済やまちの活性化のためどういう方向に向かって進むのかそういう結果はどういうようになるのだという全体像としての先ほどいったグランドデザイン、全体構想を町長が本当は自ら策定して作成するのが本来の姿であり責務だと思うのです。こういうものをつくって今いったこの会議にどうですかと議論をかけていろいろな意見を経験者とか経営者の話を聞いて、先ほどいったようにこれはもっと具体的に作る、民間ということでこういうことができる、これはだめだと本来は町が作成する責務があると思うのです。私はそう思っているのですけれどもどう思いますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 手法といいますか、その考え方が若干違うのかと思いますけれども、当然地域の振興策ということでどういう手法が取り入れられるかというのは行政も考え方を述べますし、あるいは民間の発想でそういう中でどうなのかというのを先ほどいきました活性化推進会議の中で十分協議していきたいというふうに思っています。当然行政としてある程度のデザインを入れた中でこれはどうでしょうかという進め方もありましようし、それからこういう課題がある、それからこういう検討をしたらというような問題提起をしてその積み上げという手法もあると思います。今私どもは内部検討会議の中でこういうような課題があると、道路にしてもサインにしても、それから温泉にしてもそういう課題があるというような個別の項目を出しておりますので、それについて意見をもらおうと。プラス民間としてこういうような発想はどうですかという検討事項も出してもらおうというような形でそれを積み上げていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうですよ。そうするとまず町内の関係部局が集まるということとはまちがある程度のグランドデザイン、方向性の大きなものを示すと。そして積み上げるといふ話になると思うのです。そうするとこのグランドデザイン、方向性を明確にすることによって今いった話の関係機関や利害関係者、これは国も道も含めてです。こういうものはそういう会議だって理解できるのです。そうするとグランドデザインがないままに象徴空間の整備に

かかわる活性化推進会議や役場の庁内検討会議、各団体との意見集約、これは部分的な計画になってしまうのです。そういう細かい議論に終始する可能性があるのです。ここにいる人方、会議にいる人はそうではないと思いますけど、やっぱり全体像を見失ってしまう可能性があるのです。だからランドデザインがあれば全体と部分の関係を明らかにしながら計画を実行するという手段になっていくと思うのです。そういうことでこの象徴空間の整備によって地域経済、まちの活性化の起爆剤にするとみんな願っているのです。そうすると役場はやはり政策官庁として政策能力を磨いて町長みずから政策面でリーダーシップを発揮して、まちとしての希望を込めたランドデザインを描く必要があるのです。それによって先ほど副町長がいった話につながると思うのです。町民はそれを知りたいと思っています。町長どう思いますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前田議員おっしゃるとおりランドデザインをつくって、それに向かってみんなで一緒にいくというのが理想だと思っています。ランドデザインをつくる、ランドデザインを製作する、製作過程の最中でございますので、このランドデザインは象徴空間、中核施設であるアイヌ文化博物館がどういう大きさでどういうものでどういう観光客や入り込みを期待できるのかというのがこれから話し合われるので、その中に私も副町長も検討の部会等々にも入っていますのでその情報を共有しながらランドデザインつくっていきたいというふうに思っております。確かにランドデザインが今できればそれに向かっていけると思うのですが、今はそのランドデザインがつくる前段でありますので、ただ時間が6年しかないということを考えますと一日でも早くできればいいと思うのですが、町がランドデザインを示しても象徴空間の具体的なものがどういうものかわからない今現時点ではなかなか難しいというふうに考えておりますし、その情報を早くキャッチしてランドデザインをつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 細かいことはいいませんが、象徴空間のある程度の方向性を見て合わせていくのではなくて、象徴空間はある程度この前新聞に出たような方針出ています。それに合わせて白老町は何をしなければいけないか。博物館が仮にできたらこれまでと客種が違うのです。町長知っていると思いますけれども一つの例でいっても多くの研究者や学者が来るのです。彼らの泊まる場所だって苦小牧とか白老とかにいますけどそういう問題を先にどう町内でクリアして滞在的な形の場所、地域を探すとか設定するとかどういう資金を導入しなければいけないか。そういうものを先にある程度設定して、私がいっているのはこれはこうだけど国にお願いできないかと、周辺整備でこれだけのデザインがあるのだと、ぜひお願いしますと。そうすれば向こうだって乗る可能性があるのです。後追いをするのではなくて、行政マンですからプロです、白老町として象徴空間があったときにどういうまちがあったらいいのだろうというものを考えた中で示すべきだと思います。先ほど病院のときにいったように9月までそういう条件をクリアしていながらまだまだ検討していますとか、今いったように象徴空



間はもっと具体化ならなければできません。私はそれも一理あるけれどももう一步進んでいかなければ、せっかく白老町の職員の能力があるのです、議会もあるのです、そうしたところで先取りしたグランドデザインなり政策力を高めなければ白老町は追いついていけないのです。そういうことです、町長。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 病院の話と一緒にしたけどこれは考え方が違うので、いっていることはわかります。今前田議員いっているように確かにいろいろなお客様含めて研究者も来ます。そのために白老町がどうあるべきかというお話をしているのですが、そのために庁内会議とこの推進会議をつくっていろいろな白老町の可能性を今探っている状態ですから、これで一段階ずつ階段をステップアップしていくということなのでいっていることは同じだと私は思っております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） どうなるかわかりませんが町が主体となって責任を持ったグランドデザイン云々といっていないかもしれませんが。それではその前段部分があるのです。ということは白老町アイヌ施策基本方針とあるのです。これは平成19年3月に策定されています。方針が策定されてから7年たちます。基本方針の存在、その内容はほとんど忘れかけていると思うのですけれどもその概要がどうなっているか教えていただけませんか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 白老町アイヌ施策基本方針についてでございます。こちらの基本方針は平成19年9月まちのほうで策定をいたしました。その目的はアイヌ民族の尊厳と自立を回復するとともにアイヌ文化を次世代、未来に引き継ぐとしております。そして民族としての独自性を保ちその文化を発展させていくためにアイヌ民族の歴史や文化、現状についての理解の促進や普及等の施策を推進するとしております。白老町としてはアイヌ民族の尊厳を尊重しその文化の理解を深めることをアイヌ施策における基本のスタンスとするものでございます。4つの目的と5つの重点施策がございます。4つの目的としましてはアイヌ民族の誇りを高める。2つ目としまして全町民がアイヌ民族への認識と理解を深める。3つ目として互いの文化を尊重し合える社会の実現に努める。4つ目として多文化共存による地域の繁栄を推進するとなっております。5つの重点施策としてはアイヌ民族、文化を正しく認識し尊重する社会を創造します。次にアイヌ文化の振興と伝承に努めます。次に歴史や文化に関する教育の振興を図ります。次に産業の振興、生活環境の充実に努めます。そして行政を総合的に推進するという5つの重点施策を持ってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 4つの基本方針、今答弁あったように明記している。これは広範な施策を推進する基本姿勢を示しているのです。アイヌ施策の本旨は。そうするとこのアイヌ

施策基本方針という自身がグランドデザインのもととなることを示唆しているのではないかと思います。この4つの柱を立てて。これでやってもグランドデザインできるのです、白老町として合わせて。それでまちの基本的な方向を定めているのだけど特にアイヌ民族を先住民と位置づけたのが画期的なのです。そして広範的な施策を推進する基本姿勢を示しているのです。19年に基本方針できたのだけど、教育委員会で以前に14年に策定されたこれは古くなっていますからいいのだけど、進行基本計画と事業計画を19年以降に見直ししていますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ただいま議員からご質問のありました白老町アイヌ文化振興基本方針、こちら平成14年3月に策定されてございます。こちらのほうは教育委員会所管につき私どものほうからはお答えできませんが14年3月以来リニューアルをしたというところはございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この方針からいけば白老町アイヌ文化振興基本方針及び振興事業計画の推進及び改正などといったのです。この改正というのは私調べたら教育委員会で平成14年につくっているのです。これをもとにしてイオルとか象徴空間の話が出ていますからこれに合わせてと思いますけれども、改正するといったができていないのです。手法は別ですがそうすると町長がいったように本来はここでグランドデザイン的なものができていて、象徴空間が閣議決定されたらそれをある程度、それこそ皆さんの意見を聞いて軌道修正していくのが筋はずなのです。ところがつくっていないですね。その辺についていかがですか。今後の考え方。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 何年か前の議会でも前田議員から教育委員会でつくった部分について改正と、今と同様な質問を受けました。その時もお答えしましたけれども当然内容が基本的な考え方が変わってくれば当然改正します。それと推進事業計画があります。その事業計画の中ではできるものは進みましょうということで年度は区切っておりませんが考えられる主な事業ということでつくっております。そういう中で今改正していませんかというようなご質問ですけれども、全体的な状況が変われば改正すると。今まで14年につくって中身をどうのこうのといじくった経緯はありませんけれども、そういう中では今回象徴空間という大きな区切りがありますので、それと照合した中で白老町でつくっている先ほどの施策基本方針あるいはアイヌ文化のほうの振興基本方針、あるいは事業計画こういうものについては大きな象徴空間の方向性が出た中でこれをどう持っていくかということが照合してつけ加えることがあれば改正していきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） グランドデザインをつくらなければ根っこにこのアイヌ施策基本

方針があったでしょうとこういうことをいっているのです。この中に4つの柱、先ほど課長いきましたけどもう一回いいますけど、産業の振興、生活環境の充実に努めると書いてあるのです。そうすると象徴空間ができたことによって地域の活性化、経済化を図るこれがぴったりなのです。そうすれば町長が今いったように白老町がランドデザインつくらないでその会議に諮るといっているのであれば、白老町が責任持ってこの基本方針の中でつくってもいいと思います。ぜひ検討してください。

もっと質問したかったのですがもう時間ありませんからポロト温泉についてお聞きします。象徴空間の整備の作業部会で協議が始まった頃はポロト温泉の存在、活用も議論されてきました。しかし構想が進むにしたがって土地利用計画から外れたと聞いています。答弁では今の場所での事業の継続ができるのか、あるいは立ち退きになるのか。よくわかりませんが今ポロト温泉は現実として現地で存続できるのか。やっぱりもう立ち退きしなければいけないのか。その辺ははっきり答弁をお願いします。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 象徴空間中核エリアにおけます白老町の温泉でございますが、現在のところ中核エリアにおいては温泉施設を存続させるということの話はございません。ですから現在営業している湖畔のあの場所で続けることは困難であると考えております。ただその温泉源というのが近くでございますが、その活用等についてはまた別途の話になりますので現在の温泉施設についてはあの場所では営業はできないということでお答えさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） わかりました。それでは当初象徴空間の整備であって作業部会でアイヌの文化生活の中でも温泉はかかわりがあると、だから残していくと私も聞いていますし関係者も聞いていますし、当時の会議録でもそういうような旨があるのですけれども、なぜ途中でポロト温泉が象徴空間の中で活用できなくなったのか。その辺どういう理由があったのですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） まず今担当課長が答えたとおり泉源を使ってとか温泉を使って云々というのは否定していませんけれども、ゾーンの中いわゆる入浴施設、前であればあれは宿泊もできたのかと思いますけれども、あそこの区域は博物館ゾーンがあって、その周辺は公園的なものとして活用すると。その公園もやはりアイヌ施設も含めてそういうような景観にしようという中に入浴施設があるのはいかがなものかというような視点の中で、今湖の脇にありますけれどもそれが景観的にいかがなものかというような検討の中で入浴施設は他の場所といたしますか、そういう中で自分たちも検討していきたいというような位置づけで思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町民の関心ごとであるポロトの温泉入浴です。これは今答弁あったように泉源は移らないですよね。そうすると泉源の場所からして仮に移設するとすれば区域が限定されると思います。その移転場所とか、今入浴施設ですけど施設整備すると、それはまだ概念的なイメージとして町長は何か考えていますか。先ほども話が出てきていましたから。移転しなければいけないから、どこに移転するかとかそういうことの概念的なものを持っていますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 本当にまだ概念的で、当然先ほど答弁したとおりでゾーンの中、区域の中には入浴施設についてはちょっと厳しいだろうというようなことです。ただ1問目で答弁したとおり泉源がありますし温泉が今4万3,000人の年間の入浴者数がありますので、その方々の温泉に入る環境もやっぱり考えていかなければだめだと。そういうときに泉源はあそこの今の施設から200メートルぐらいポイント沼のほうにいけますけど、そういう泉源の近くの中で活用できないかと。本当に概念ですけどもそういうような感覚で思っていますので、そういうような考えを持って先ほどの活性化部会の中にでも提起してご意見も伺おうというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それで私の考えですけども、ポロト温泉の代替としてポイント沼周辺に温泉を引いて施設整備を図ったらどうかと思っています。あそこの場所をぐるっと私も見てきました。そうするとポイント沼の自然の姿これを見るにつけ開発と自然調和に課題は残ります。それは解決してくれると思います。ポイント沼はご承知のように大手の不動産会社が所有しています。所有者の了解も得ずにここで土地のことについて申し上げるのは存じますけれども、象徴空間の整備についてこれは中核区域及び関連区域で構想するといっているのです。その関連区域の中にポイント沼も含まれているのです。よって私はここでこのことを踏まえて議論させていただきたいのですけれども、象徴空間ではポイント沼周辺をこういっているのです。豊かな自然を活用してアイヌ文化の理解、促進等への活用を検討するとしているのです。これはいいことだと思います。よって私はそこまでいうのであればポロト温泉をポイント沼周辺に移転して再活用を図ることも1つの方法かと思うのですけれどもこれらのことも考え合わせられますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） いい提案だと受けとめます。今までも国との話の中でポロト湖がありますということの説明の中でこれは大きな沼ですと。何と比べて大きな沼なのかといったときにポイント湖がありますと。これは小さな沼ですと。私たちの説明はですが、あれはやっぱり一体のものだというふうな説明をしています。その奥には町の民俗資料館がありますと。それもアイヌの人方との共生でスタートした白老の歴史がありますとこういうような説明をして

いますのでやはり一体的かというふうに思っています。当然私どもも民間の不動産というのは押さえているとおりのので、昔はあそこを使われていた状況も私も覚えていますし、そういうことでいえば今あそこを何も活用しないで残しておく手はないだろうというふうに思っていますので、今ご提案のあったことも含めて私どもも一体的な活用ができないのかということは検討していきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひそうしてください。私もある程度の提言、具体的に持ってきたのだけど時間もありません。ここでいうより町がどういう方向性か示したときにまたいわせてもらいたいと思います。

次に生活実態調査についてありますけれども2つほど聞きます。ただいま答弁で市町村別の調査結果は明らかにしないよっていますけれども地区ごとの調査結果はまとまっていますか。白老は白老町として。それは道が押さえていて公表しないというだけですか。それとも全体的な先ほど課長からあった押さえはしているけれども地区ごとの押さえはないということでもいいのですか。白老町の実態の押さえはあるか確認したいと思います。ということは白老町はどういう形で調査したのかあると思いますから、それはアイヌ協会を通じてやっていると思いますからその辺はどうなのですか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） ご質問の生活実態調査の白老の調査についてでございます。道の調査要領に基づきまして各アイヌ関係市町村と同様に白老町もこの調査に協力をするというで同じ様式において調査を行ったものです。こちらの調査につきましては市町村調査、地区調査、世帯調査、アンケート調査という大きく4つの調査となっておりますが、私ども役場が担当いたしましたのは市町村調査と地区調査でございます。世帯調査、アンケート調査についてはアイヌ協会支部協力のもとに行っておりますので私どもその内容については知るところではございません。ただ市町村調査、地区調査については白老としての調査結果をまとめたものをそのまま道のほうに送付してございます。ただ特に白老町として独自に行ったものは全くございません。道は基本的に先ほど申しましたように各戸の町村が確定されるような調査結果については一切公表してございませんし公表するつもりもないということでございます。ですから白老町についての結果はということでのバックはございません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 白老町の部分の仮に何世帯か、何人かを調査した部分の先ほど答弁あった調査の内容についてどうだということには来ていないということですね。把握していないということでもいいのですか。国勢調査をやっても白老の部分ってちゃんと把握あるでしょう、そういうことはきているのかということです。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 先ほどもう上げましたように道の調査の要領に基づきまして調査をまとめましたのでその結果については把握してございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういう白老地区の実態調査の結果をもって白老町の特徴があると思いますけど、それらに基づいて町としてもアイヌ施策や生活指導を行って行けると、それをもとにしていけるのだということですね。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） 今回7年に一度の調査ということで実態あるいは白老町の傾向というのは把握してございますが、それが実際の施策の中に、生活実態でございますから、それをどう生かしていくということは今お答えすることはできません。ただ現状としては今回の調査で把握することができました。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 調査も全てではないと思います。それでアイヌ協会に加入していない人たちやアイヌ施策の制度を知らない人たちも多くいると思います。これは多分に不公平感をぬぐえない実態にあるのです。だから私は白老町で押さえているかと聞いたのですけれども。このようなことがやっぱり今全道的にも問題視されているのです。このような事例の実態把握と対策はどういうふうになっていきますか。

○議長（山本浩平君） 廣畑生活環境課アイヌ施策推進担当課長。

○生活環境課アイヌ施策推進担当課長（廣畑真記子君） アイヌ協会に所属していない方、また生活実態に関するアイヌ施策の制度を知らない方がいらっしゃるということで、まちとしてはどういう施策があるかということは当然広報してまいりますし、それからアイヌ協会でも会員の増大、それから施策の広報については努めてございますし、当然これからもアイヌの方で施策を知らない方がいらっしゃるとしたらそれを知っていただくような努力はしてまいります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） アイヌ協会の会員も白老町もかなり減ってきているということですから、それも十分に踏まえる必要があると思います。そこで先ほども質問しましたけれども19年に白老町アイヌ施策基本方針を策定してアイヌ民族を先住民と位置づけました。これは町長に聞きますけれども、そして町はアイヌ施策推進の専門部署を設置するなどアイヌ施策を進めてきました。そこで民族共生の象徴となる空間の基本方針が閣議決定され整備が進みますけれども、これからはやっぱりアイヌ民族の暮らしや生活に根づいている普段着の生活文化に注視をして、そして経済面や教育面の施策にもこれ以上に取り組んでいかなければならないと思

います。国や北海道はもとより地元白老町としてアイヌの人たちの間に不公平感を持たれることなく目配りのあるアイヌ施策を行っていくべきと思いますけれども町長の主観を聞いて質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 象徴空間が閣議決定をしたことで大きな大きな一歩、前進だと思っております。それに加えてなぜ白老町に象徴空間が選定されたのか。それは長々とお話ししますが白老町の歴史が評価されてのものだと思っておりますし、アイヌ施策の基本方針は白老町独自のものですし、その基本施策にのっとりこれから進めてまいりたいと考えております。ただ象徴空間はゴールではなくてこれからスタートでありますので、2020年から本当の本格的なアイヌ民族の共生の象徴となる空間がスタートすると思っておりますので、この辺は私たちもおくれをとらないで白老町としてもアイヌの方々と一緒にこのまちづくりを行っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。